

地籍調査を実施します

【問い合わせ先】土木課地籍調査係 (☎42 - 9111 内線 3131)

桜井市では、地図や登記簿を現状に合った正確なものにするため、地籍調査事業に取り組んでいます。調査地区に土地を所有している皆さんは、調査への協力をお願いします。



地籍調査とは

国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地について所有者・地番・地目の調査と、境界と面積に関する測量を実施し、その結果を地図や簿冊にします。

地籍調査によって得られる成果

現在、法務局にある公図や登記簿は、明治時代の地租改正によって作られたものが多く含まれているため、境界や形状などが現状とは異なる場合があります。また、登記簿に記載された面積も正確でない場合があります。

地籍調査が実施されることにより、土地の境界や形状などが現状に合い、面積も正しくなります。

地籍調査の効果とは

地籍調査には、次のような効果があります。

●境界紛争の防止

土地の境界を明確にすることで、将来の境界紛争を未然に防止できます。

●安心安全な土地取引

正確な土地情報が登記簿に反映されることで、安心して土地取引ができるため、経済活動全体の円滑化・活性化につながります。

●災害復旧作業の円滑化

地震や水害などの災害によって土地の位置がわからなくなってしまっても、地籍調査が行われていれば、元の位置を容易に確認することができ、復旧工事を円滑に進めることができます。

●公共事業の効率化

道路整備事業などにおいても、地籍調査が行われていれば、事前の調査や測量に多大な労力を費やすことがなくなり、容易に進めることができます。

●税の適正化

地籍調査を実施すると、土地の面積が正確に測量されるため、課税の適正化に役立ちます。

対象地区

桜井市では、優先順位（公共事業の効率化）などから調査地区を選定し、今年度は大字三輪の一部地区を対象に、地籍調査に着手します。

土地を所有している皆さんは、該当土地への立ち入りや境界確定の立ち会いなどに協力をお願いします。

地籍調査の流れ

①一筆地調査（現地調査）

土地一筆ごとに、所有者などの立ち会いのもと、所有者・地番・地目・境界を確認し、「地籍簿」を作成します。



②一筆地測量

立ち会いで確認された筆界点を測量します。



③地籍図原図の作成

一筆地調査と一筆地測量の成果をもとに、「地籍図」を作成します。



④成果の確認

①で作成した「地籍簿」と、③で作成した「地籍図」の案を所有者などに確認してもらいます。



⑤法務局に送付

「地籍簿」と「地籍図」の写しを法務局に送り、登記簿が更新されます。



▲一筆地測量の様子